

○臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣
 が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目

(昭和六十二年二月十四日)

(厚生省告示第二十二号)

改正 平成一八年 三月三十一日厚生労働省告示第二九九号

同 二七年 三月三十一日同 第二二〇号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。)第十二条第三号の規定に基づき、生理学的検査及び採血に関する科目を次のように定め、昭和六十五年一月一日から適用し、昭和四十六年一月厚生省告示第一号(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第十二条第三号の規定に基づき、生理学的検査及び採血に関する科目を定める件)は、昭和六十四年十二月三十一日限り廃止する。ただし、同日において現に令第十二条第三号に該当する者については、当分の間、なお従前の例による。

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が
 定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目

(平一八厚劳告二九九・題名追加、平二七厚劳告二二〇・改称)

- 一 医用工学概論
- 二 臨床検査総論
- 三 臨床生理学
- 四 臨床化学
- 五 放射性同位元素検査技術学
- 六 医療安全管理学

改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二九九号) 抄
 平成十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三十一日厚生労働省告示第二二〇号) 抄
 平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同日において現に同令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を修得中の者については、なお従前の例によることができる。